平成29年4月1日 所 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、情報・システム研究機構国立情報学研究所が実施するトップエスイーの実施について、必要な事項を定める。トップエスイーの実施を担当するのは、同研究所の先端ソフトウェア工学・国際研究センターであることから、本実施要領では、同研究所を以下「センター」という。

(理念)

第2条 トップエスイーは、IT に関する最先端技術を産業に生かすべく、産業界の人財の 理論性を高める教育を実施するとともに、教育界には実務に関する課題意識を高めること に貢献する。

(目的)

第3条 トップエスイーは、前条の理念を達成するために、IT 分野での一流の研究者、技術者による講義、実習を行い理論に立脚し、先端技術を持ったソフトウェア技術者を育成することを目的とする。

(運営)

- 第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - ー トップエスイーの将来方針の策定に関すること
 - 二 トップエスイーの運営に関する事務の連絡調整に関すること
 - 三 トップエスイーの予算及び決算に関すること
 - 四 その他トップエスイーの運営に関し必要な事項に関すること

(部会)

- 第5条 センターにトップエスイー実施部会(以下「部会」という。)を置き,前条各号に 掲げる事項を審議する。
- 2 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。
 - 一 先端ソフトウェア工学・国際研究センター長(以下、「センター長」という)
 - 二 先端ソフトウェア工学・国際研究センターの構成員
 - 三 その他センター長が必要と認めた者

(教育プログラム)

- 第6条 トップエスイーが実施する教育プログラムは、次の各号に掲げるものとする。
 - ー トップエスイーコース (ソフトウェア技術者向けの基礎技術を習得するコースとして,「講義」及び「ソフトウェア開発実践演習」を行う。)
 - 二 アドバンス・トップエスイーコース (前号の基礎技術を前提としてさらに先端的な技術を習得するコースとして,「講義」,「プロフェッショナルスタディ」及び「最先端ソフトウェア工学ゼミ」を行う。)
 - 三 セミナー等 (第一号に関連する技術やスキルを学ぶための不定期に実施される講座)

(受講期間)

- 第7条 トップエスイーコース及びアドバンス・トップエスイーコース(以下「年間コース」 という。)の受講期間は、4月1日から翌年3月31日までの一年間とする。
- 2 セミナー等の受講期間は、必要に応じて別途定めるものとする。

(受講生の決定)

- 第8条 トップエスイーの受講を希望する者は、所定の期日までに、希望する教育プログラムを示して受講を申請しなければならない。
- 2 年間コースの受講生の決定は、選考によって行うものとする。
- 3 選考の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 協賛企業の推薦を受けた者においては、書類審査とする。
 - 二 前号以外の者においては、書類審査、筆記試験及び口頭試問とする。
- 4 前項の選考は、部会が行うものとする。
- 5 センターは、第3項による選考の結果、トップエスイーの受講をさせることを決定した 合格者に対して、その旨を通知するものとする。

(単位の認定)

第9条 年間コースの講義は、所定の審査に合格することにより1単位又は2単位の科目 を認定する。

(修了)

- 第10条 トップエスイーコースの修了には、次の各号に定める単位認定等を要する。
 - 一 10単位相当の科目の認定を受けていること
 - 二 ソフトウェア開発実践演習の審査に合格していること
- 2 アドバンス・トップエスイーコースの修了には、次の各号に定める審査の合格を必要とする。なお、講義については、修了の要件として含まないものとする。
 - 一 最先端ソフトウェア工学ゼミの審査に合格していること
 - 二 プロフェッショナルスタディの審査に合格していること

3 センターは、当該年度のトップエスイーを修了した受講生に修了証書を授与する。

(講義の受講・聴講)

- 第11条 トップエスイーコースの講義は、1単位又は2単位毎に受けることができるものとし、前条第1項に定めるトップエスイーの修了に必要な単位の認定の有無により、次の各号に掲げる種類を設ける。
 - 一 受講:前条第1項第1号に規定する修了に必要な単位として認定される。
 - 二 聴講:修了に必要な単位として認定されない。

(受講料)

第12条 受講料については、次のとおりとする。

教育プログラム			金額(税抜)
トップエスイーコース			516,000 円
アドバンス・トップエスイーコース			1,000,000 円
講義の受講・聴講	受講	一般	70,000 円
(1 単位)		学生	26,000 円
	聴講	一般	46,000 円
		学生	14,000 円

- 2 前項の受講料のうち、トップエスイーコースを修了した受講生については、講義を除く アドバンス・トップエスイーコースを 700,000 円 (税抜) で受けることできるものとす る。なお、講義は、受講又は聴講を選択して受講料 (一般・学生の区分に従う) を支払い、 受けることができるものとする。
- 3 年間コースの受講生以外も,受講又は聴講を選択して受講料(一般・学生の区分に従う) を支払い,講義を受けることができるものとする。
- 4 セミナー等の受講料は、講座毎に別途定めるものとする。
- 5 受講料は、トップエスイーの実施に要する費用等を勘案して、センターで算定し決定する。
- 6 トップエスイーの実施のために取得した設備等は、センターに帰属する。
- 7 受講料は、受講の決定後に徴収する。
- 8 既納の受講料は、受講の有無その他理由の如何を問わず返還しないものとする。

(受講の中断等)

- 第13条 年間コースの受講の中断等の取り扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 退学: 退学とは, 受講生の意思に基づき年間コースの受講を途中で中止することをい う。協賛企業の推薦による受講生については, その推薦企業の了解を必要とす

る。退学の場合,受講料は返還されないものとする。

- 二 休学: 休学とは、受講生の意思に基づき年間コースの受講を途中で休止し後に再開することをいう。休学期間は、センターが特に認める場合を除き、最長1年とし、 休学は1回に限るものとする。休学期間中の受講料は原則として徴収しない が休学期間が1年を超える場合にはセンターは受講料を徴収することができる。協賛企業の推薦による受講生については、休学にはその推薦企業の了解を 必要とする。なお、休学の期間は、コースの受講期間に含めないものとする。
- 三 復学: 復学とは、休学の状態から受講を再開することをいう。センターは休学の際に 受講生から申請のあった時期と異なる時期の復学を拒むことができる。
- 四 除籍:除籍とは、特定の受講生について受講態度不良その他の理由がある場合に、センターがその裁量により受講を中止させることをいう。除籍の場合、受講料は 返還されないものとする。
- 五 延長:延長とは、受講生の意思に基づき受講期間を延長することをいう。受講生は、 延長について追加の受講料を支払うことを要する。
- 六 編入:編入とは、トップエスイーコースを受講中の受講生が、アドバンス・トップエスイーコースへの転入を認められることをいう。編入を希望する受講生は、所定の編入申請手続きを行い、センターの承認を得ることを必要とする。なお、編入を認められた受講生は、編入のために受講料の差額を支払うものとする。

(身分)

第14条 年間コースの受講生は、センターにおけるトップエスイー受講生の身分をもち、 それに基づく施設の利用が可能である。受講生は、施設の利用に際しては、センターが定 めた規程等を順守しなければならない。

(教材等の取り扱い)

第15条 受講者が教育プログラムにおける教材について,推薦企業等における複製・頒布 等を希望する場合には,事前にセンターの許可を受けるものとする。

(知的財産権)

第16条 受講中に発生した知的財産権の取り扱いについては、別途協議し決定するものとする。

(ロゴの取り扱い)

第17条 年間コースの修了生は、センターに申請してその承認を得ることにより、トップ エスイーのロゴを名刺等に利用することができる。利用許諾期間その他の取り扱いにつ いて、受講生はセンターの指示に従うものとする。 (雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、トップエスイーの実施に関し必要な事項は、センターにおいて、別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。